

東かがわ市条例第1号

東かがわ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月5日

東かがわ市長

上村 一郎

東かがわ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東かがわ市一般職の職員の給与に関する条例（平成15年東かがわ市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>36,300円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じた規則で定める額</u>（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額</u>（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア <u>自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,700円</u></p> <p>イ <u>使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 5,500円</u></p> <p>ウ <u>使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 8,300円</u></p> <p>エ <u>使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 11,100円</u></p> <p>オ <u>使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,900円</u></p> <p>カ <u>使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,700円</u></p> <p>キ <u>使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,500円</u></p> <p>ク <u>使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員</u></p>

改正後	改正前
<p>(3) 略</p> <p>3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第6項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額</p> <p>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</p> <p>4 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）の規則で定める日に支給する。</p> <p>5 略</p> <p>6 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。</p> <p>7 略</p>	<p>22,300円</p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,100円</p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 27,900円</p> <p>サ 使用距離が片道50キロメートル以上である職員 30,700円</p> <p>(3) 略</p> <p>3 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</p> <p>4 略</p> <p>5 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。</p> <p>6 略</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。